

令和4年 網走市議会
重油漏れ事故対策検討特別委員会会議録
令和4年10月11日(火曜日)

○日時 令和4年10月11日 午後2時12分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について
2. 特別委員会として取り組めることについて

○出席委員(7名)

委員長	小田部 照
副委員長	松浦 敏司
委員	金兵 智則
	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸

○欠席委員(1名) 近藤 憲治

○議長

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(4名)

石垣 直樹
澤谷 淳子
古田 純也
村椿 敏章

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
農林水産部長	川合 正人
市民環境部次長	田邊 雄三
生活環境課長	近藤 賢
水産漁港課長	渡部 貴聰

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務 議事係	早瀬 由樹
総務 議事係	山口 諒

午後2時12分開会

○小田部照委員長 ただいまから、重油漏れ事故対策検討特別委員会を開会いたします。

先ほど、近藤委員より欠席の届出がございましたので、御報告申し上げます。

本日の委員会ですが、油流出事故の対応状況について協議いたします。

それでは、油流出事故の対応状況について説明を求めます。

マイクお願いいたします。

○渡部貴聰水産漁港課長 失礼しました。

(1) 発生場所、(2) 事故の状況につきましては、前回御報告しておりますので割愛させていただきます。

(3) 事故後の経過について御説明差し上げます。

9月26日に開催されました、重油漏れ事故対策検討特別委員会にて、3月23日の事故発覚から、9月20日の対策協議会による北海道知事への要請までを報告させていただいておりますので、それ以降について本日は御説明差し上げます。

9月30日、9月16日に振興局が書面にて、ブリーズベイホテルに指導した内容に関する回答書についての報告が、振興局からございました。

出席者につきましては、記載のとおりとなっております。

内容についてですが、9月26日にボイラー室内部3か所、これ、次のページの資料のNo.11の箇所でございますけれども、こちらについて、基礎コンクリートを削孔し、手掘りで1メートル程度の掘削を実施してございます。

その結果、No.9のみで、油臭と油膜が確認されましたが、ほかの2か所では確認されてございません。

したがって、平面的な汚染範囲は、漏えい箇所から半径3メートル程度であると推察されたということでございます。

今後については、ボイラー室内のNo.9とNo.10につきましては、手掘りでさらに3メートル程度まで掘削し、その後、特殊機械にて、軟透水層のある7メートル付近まで掘削して、汚染範

囲を調査する予定となっております。

今回のブリーズベイホテルからの回答につきまして、振興局では専門家に提示して意見を求め、必要な指導を行う考えというふうにお聞きしております。

ブリーズベイホテルでは、振興局からの指導及び意見を聞いた上で10月中旬をめどに、第2回の地元説明を行う意向を示しております。

続きまして、資料2ページになりますけれども、こちらが今回の調査を行った箇所と地点図となっております。ボイラー室、機械室Bと書かれております。星マーク、No. 9から11番の箇所が、今回ボイラー室内の床を削孔して、手掘りで掘削した箇所となっております。

No. 9の箇所が漏えい箇所が一番近い箇所、続きましてNo. 10、11番となっております。No. 9のみで油臭、油膜を確認されたということでございます。

それから、資料作成がちょっと間に合わなかったのですけれども、追加で情報があるので、口頭で恐縮なのですけれども御説明させていただきたいと。

10月6日になりますけれども、道庁環境保全局長、それから水産の基盤整備担当局長、それから、オホーツク総合振興局からは、振興局長並びに関係部長が、当市の水谷市長、それから別途、地元の漁業協同組合関係、漁業関係者と面談をして、今回の事故に対して、ホテル側が科学的根拠に基づき、流出した油の現状把握調査や必要な対策を行うことができるよう、関係機関の情報共有や専門家による技術的助言を行う場の設置をしたいということで、説明を受けてございます。

当該会議の現段階での北海道から示されました構成メンバーにつきましては、まず原因者であるホテル、それから専門家、これは北海道総合研究機構の専門家並びにほかにも複数名を予定しているということでございます。

それから網走市、これは対策協議会の会員としての網走市も含んでございます。それと北海道、振興局と道庁と両方でございますけれども、このようなメンバーを提示されてございます。10月中に、第1回の会議を開催する方向で、道庁が主体となって調整をしているということでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○小田部照委員長 ただいまの説明に対して、質疑等ございませんでしょうか。

○永本浩子委員 今回、この機械室、ボイラー室の中から、手掘りでということでお話がありまして、No. 9のところから油の臭いと油膜が確認されたということでしたけれども、油の塊的なものはやっぱり、そこでは、1メートルくらいのところでは見られなかったということなのではないでしょうか。

○渡部貴聡水産漁港課長 明確な油の塊というのは確認されておりませんで、北海道からの報告によりますと、9の地点におきましても、微量の油分を含む土砂が確認されたと。その濃度につきましては0.11%というふうにお聞きしております。

○永本浩子委員 0.11%……1%もないという、本当はかなり少ないものなのだなという、何かちょっと不思議な感じがしますがけれども、それを受けて、このNo. 9とNo. 10は確認されなかったけれども、このNo. 9と10を今後、手掘り可能な3メートルまで掘ってみるということになるかと思っておりますけれども、No. 10はやっぱり確認されなかったけれども、可能性はやっぱりあるということなのではないでしょうか。

○渡部貴聡水産漁港課長 No. 9で確認されまして、No. 10で確認されておりません。

それで、およその距離が北海道の説明では、半径3メートル程度ということですので、今回の調査で、No. 9とNo. 10の距離がおおよそ3メートルであるというふうに推測しております。

今回、1メートルでは確認されてはいないのですけれども、一番初めに行いました、No. 1でのボーリング調査では、6メートルから7メートル地点でも油臭が確認されてございますので、もしかするとNo. 10につきましても、深い地点では確認される可能性もあるということで、この2点で調査をするというふうに伺っております。

○永本浩子委員 わかりました。

そして、半径3メートルとなると、このバツのところ漏えい箇所ですよ。そして、No. 1のところは最初に確認をされて、右側半径3メートル、左側半径3メートルということも、十分No. 1が含まれるわけなので、考えられると思うのですけれども、これ、機械室Aの下までということは、それはないのでしょか。

○渡部貴聡水産漁港課長 御指摘のとおり、本来、油が漏れた場合には、これ専門家からも言われているのですけれども、多方向の掘削調査が必要だということなのですから、現状では、機械室Aの側

の調査というものは提案されてございません。

さらに言いますと、No.10の箇所についても、その外側というものは、ボイラー室の中はやられているのですけれども、例えば、このボイラー室Bの上側、この図面でいくと。こちら調査をされていない状況ですので、今後、北海道がどのような指導をするのかは不明なのですけれども、専門家からは多方面の掘削調査が必要であるというふうに、私どもは話を伺ってございます。

○永本浩子委員 どんどんどんどん時間がたってしまうので、早目に手をぜひ打っていただきたいなと思っているところです。

先ほど、課長のほうからも御報告がありましたけれども、私も今回、漁組の幹部の皆さんからも、ぜひほかの、佐藤道議以外の会派の道議にも訴えていただきたいってお話がありまして、うちの公明党の道議にもお願いをして、今いろいろ連携を取っているのですけれども、今回、いろいろ動いてくださって、10月6日に網走に来た、道でつくった連絡会議の中で、道としても本当に、本来はしないことなのだけれどもということで、道で予算をつけて、井戸掘り専門の業者の作成協議会や、民間の油処理の専門家にも発注を出して、具体的にそういったところも動いていただけるようになったというふうに、私のほうはお聞きしているのですけれども、そういったところ、今後どのような形で進んでいくのか、もし何かわかっているところがありましたら教えてください。

○渡部貴聡水産漁港課長 10月6日の時点では、私どもが今伺っていますのは、先ほどお話ししましたように、ホテルと専門家、それから網走市、道が入った組織を立ち上げて、検討していくというようなお話程度で、詳細な中身については、現在調整中だというふうにしかなかもってございません。

○永本浩子委員 私のほうとしては、今まで道総研も来ていただいていたけれども、本当に今度は具体的に、仕事として井戸掘りを専門にやっている方や、民間の油処理の専門家等にも、道のほうで動いていただくことになったからということで、お話を聞いていまして、そうすると、本当に今度ぐっとも絞られて、具体的に変わってくるのではないかなというのを期待しているところです。

問題は、本当にこのスピード感というところかなと思うので、ぜひその辺のところ、私も連携を取りながら押していければと思っています。

また、確実ではないことですが、もし万一、網走が水産関係被害を受けたとしたら、それこそ全道全国にも及ぶ、とても大事なところなのだとことをお話したときに、環境生活委員会というところで随時調査ということで、もしかしたら、網走観光ホテルに私たちでいう委員会視察のような形で、会派を超えて、一度来て具体的な話も聞いたりしながら、押していきたいということも頂いていますので、いろいろところが動き出してくれているということは網走にとっても、とてもありがたいところだと思いますので、何とか冬になる前に、もう一歩も二歩も、具体的に手が打てる体制を思っております。

私のほうからは以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 状況説明いただきありがとうございます。

それで、今この場所もやったほうがいいのではないかと指摘があったところなのですけれども、No.9の下側というのですかね、このふ化場側のほうの調査が、確かにNo.6と5ですか……ここでやっているのですけれども、今のその話を聞く限りでは、今度9の下のBの直下も含まれるのかなと思うのですけれども、この6と9の間というのですかね。その辺もやらなくていいのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのですかね。

○渡部貴聡水産漁港課長 今御指摘いただいたような内容につきましても、私どもは素人なものですから、今回の結果についても今、北海道のほうで、北海道総合研究機構の専門家のほうにお聞きした中で、調査地点の妥当性、必要性というものを確認しているというふうにお聞きしております。

○平賀貴幸委員 そこは、今後どうなるかまた、道の見解を聞いた上で、不思議なことがあれば、市としても確認を取っていくのだというふうに思いますので、うまく役割分担しながらやっていただきたいというふうに思います。

先日、私も専門業者のことも御紹介申し上げました。

オホーツクに実際に来ていただいて、いろいろと意見交換もされたというふうにご伺っています。

少しでもいい形で、10月6日以降、また動いていくことに期待をしたいところですが、ただやっぱり時間が本当になくなってきたなというところで、危機感を持っています。

網走市もこの中に入っていくということですから、そこは状況を見守るしかまだ今のところはないのかなと思いますけれども、とにかく早く全面解決するには、やっぱり全面撤去しか基本的にはないので、従来からやっぱり位置の特定をしなければ動かないというところは、変わらないものなのですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長 今の段階では、原因者が自ら調査を行い、油自体が公共水域に漏れるかどうかを判断するという段階であるというふうに、北海道からはお聞きをしております。

あわせて、時間的にはいろいろなところで言われていますけれども、発生して6か月もたっている状況で、地元としても非常に不安を抱えて、漁業者も非常に不安を抱えた状況ですが、北海道としても、ホテルと調整をしながら、時間がちょっとかかっていますけれども、一応動いている状況でありますので、私どもとしましては、道と、それから地元漁業関係者と地域が一体となった中で問題解決に向けて、少しでも早く問題解決するように、協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 シラウオの漁もやっていましたし、シジミもいろいろあって、一時的に取るのをちょっと控えるような期間もありましたよね、また。

そういったことも含めて、いろいろな影響がやっぱり出ている中で、さらにこれがあるということなので、漁業者さんの不安は本当に大きいのだと思います。

今、答弁いただいたのであれですけども、何としても全面撤去につながるような動きを、我々議会もそうですし、網走市もそうですし、何とか進めていかなければいけないというふうに思いますので、適時、またこういった形でやり取りしながら、いろいろ進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○金兵智則委員 種々いろいろあったので、僕のほうからは一点だけ。

ホテル側としては、10月中旬をめぐりに第2回地元説明を行う意向を示しているというふうに書いていますけれども、その上ですね。今後については、ボイラー室のNo. 9、10を手掘りで3メートル、ほにやららって書いてあるのですけれども、この今後というところの、スケジュール感みたいのは出てい

るのですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長 手掘りにつきましては、先週、ちょっと最終確認が取れていないのですけれども、北海道からの説明では、先週から今週にかけて開始をするということです。

その後の3メートル以深の掘削については、特殊な機械が必要らしいのですけれども、その機械の手配に時間がかかるということで、まだ具体的なスケジュールまでは示されてございません。

○金兵智則委員 ってことは、特殊機器の準備ができていないので、それが終わった後に地元説明会という流れなのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 その辺りは適宜判断が必要となってくるとは思いますけれども、あまりに時間がかかってしまいますと、全然前に進まなくなりまして、今回まずは提示されました、この調査結果についての有識者の判断、それから今後の調査の方向性自体が、本当に正しいかどうかというところの説明もありますので、北海道とホテルも調整をしているというふうにお聞きしておりますので、今の段階では、私どもとしては10月の中旬頃に御説明を伺えるのではないかとというふうに考えております。

○金兵智則委員 他の委員もおっしゃっていましたが、もうあとひと月ちょっとぐらいしか、残り時間がなくなっているような状況ですので、その辺市としても、いろいろな情報を得ながら、中に入っているいろいろ話していったほしいなと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○栗田政男委員 幸いと言っていいのかどうかかわからないですが、それほど広範囲に渡っていないのかなと思うので、今の段階の結果を見てね、単純に判断をしてしまうのですけれども、もしかすると量的なものも差異があるのかなという気がするのですが、そんなところは、まだ今の段階ではわからないという認識でいいのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回の漏えいが発生してから、私どもも、漁業関係者も何度も現地へ行って確認をしており、それから北海道総合振興局の職員も、皆さん感じていることは、現場から油臭が思ったよりもしなかつたり、今回調査をしても、思ったよりも油が出てこないの、今、市議がお話になったように、本当に8,000リットル漏れたのかという疑問を持っている方は多いと思います。

しかしながら、漏えい量につきましては、北海道総合振興局が、ホテルの伝票等も見ただできちんと確認をして8,000リットルというふう聞いておまして、この今回の8,000リットルというのは、昨年の、漏れる前の年の使用状況も勘案した中で、振興局として8,000リットルというふう提示されておりますので、現段階で私どもとしては8,000リットルと認識せざるを得ない状況となっております。

○栗田政男委員 わからない、見えないところの話なので、そう判断せざるを得ないということと、油の特質上、土の中を浸透したときに、直線的に特別な道があれば、水みちだとかあれば、行くのでしょけれども、通常は広がりながら浸透して行って、とどまるというのが本来の、経験上言うと、そういうことになるのですが、その問題も確かに努力をされて、大変ですよ。手で何メートルも掘るといのは大変な作業だと思うので、その中で調査していただいて、前には進んでいるということは理解するのですが、各委員から言われているように、冬期間になったときにどうするのだということは、これは漁業者の皆さんを含めて、できるならば雪が降る前に、ある程度の作業を開始したり、解決していただきたいという希望を持っています。

そういうことを考えると、並行的にやはり物事は進めていかなければいけないので、片方、一方方向だけでも、進め方でいくとなかなか進まない問題も多いのかなというふうに思います。

これは、私、私見という言い方でいつもお話をしていますが、やはり水面下の相手方の権者、それを仕切れる権限を持っている方としっかりとお話を進める、その役割をこれも何度も言っていますが、私は市長がやるべきだと思っているのですけれども、その辺の話というのは、全然前に進む要素というのではないのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 水面下でというわけではないのですけれども、実は今回も、この北海道の動きと並行しまして、当市の市長も、再度、ホテルの社長に面談を求めています。残念ながらホテルの見解としましては、北海道との協議が済んでいない中で、複数の箇所と話をすると、話した内容等に齟齬等があってもいけないということで、今回も断られてございます。

○栗田政男委員 すごく大事なことなので、こちらから申し入れをしたという事実が確認できたので、それは行動してくれるということを確認しました。

ただ、行動しているだけでは進まないの、断る理由が、そういう理由だということなのでしょうけれども、うーん、いかな対応なのかなって、正直。それほど、会ってどうのこうのと……取りあえず、お話をして、人間関係をつくった上で対応を進めていくという大事なアクションですよ、断る理由がそれだけで果たして、うーんというふうには私は思わざるを得ない。その対応に対しては、甚だ遺憾でございます。そんな傲慢な話は、相手が誰であれ、みんなで真剣に、これだけ網走市民全体が考えている中で、会うことさえ許さないなんていうことは、人としてあってはならないし、どういう理由、窓口がね、二つ三つって、そういう次元の話ではないのです。そういう申し入れがあれば、進んでお話ししましょうというのは、誰が常識で考えても僕はそういうふうに思います。

ただ、それで諦めるのではなくて、相手が相手ならばこそ、しっかりとしたアクションはずっと続けなければいけないと思うのです。そうしないと最終的にはいろいろな問題も解決できない部分が出てくるので、それでも駄目だったら、最終的には法の縛りをかけて、しっかりと対応するしかないというところにいつてしまうので、その辺を何とかね、お願いして、アクションしても会ってくれないのじゃ、しょうがないものね。困ったものです。これ以上聞いても、返答しょうがないでしょうけれども、とにかく、でも、今回の問題は時間との勝負です。もうここまで来ちゃうと、本当に残念ながら、冬期間の工事も、もし全量撤去に向けて、やむを得ないというのと、前、お聞きしましたら、休業期間もそのホテルはあるらしいので、その冬季の作業ということで、冬期間で多少割高な作業になると思いますが、必要になってくるのかなと思います。

この状況でいくと、ちょっとすぐには入れないのかなと思うけれども、その辺について、何か見解があれば教えていただきたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 現段階では、まず、これも再度になって恐縮なのですが、まず、油がどこにどういう状況にあるのか、それが公共水域、もしくは地下水に漏れいするリスクがあるのか、ないのか。もしあるのであれば、どのような手法で取り除くことができるのかという、段階が必要だと思うのですが、まず、今の段階では、一番初めの油が、どこにどのようにあるのかもわかっていない状況でございますので、これについては、今後、北海

道が設置します、有識者も含めた会議の中でも議論されると、非常に期待しておりますので、そちらを待った中で、今後の進め方というものを検討していきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 本当に、何て言うのかな……もわもわとした不安感というのが、全然消えていないのです。これはもう、全員これに関わっている人みんなのあれですし、直接の被害の可能性がある漁業者ですけれども、自然環境という意味からすると、少なくとも、網走市民全体、北海道民全体が、やっぱりこの大切な地域をそういう汚染で問題を起こすというのは、みんなの問題だというふうに捉えていると思います。だから、気持ちとしてはみんな一緒だと思います。

そういうことも踏まえながら、一度断られてまた大変でしょうけれども、どういう形でもアクセスはしっかり取りながら、やっぱり努力しないとしょうがないのかなという気がするので、できる範囲の努力をこれからも続けていただければと、要望して終わります。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 それでは次に、特別委員会として取り組むべきことについて、協議していきたいと思えます。

既に各委員の皆様には課題の解決に向けた一つの方法として、条例制定に向けて取り組んでみてはということで、条例制定の文案、あくまでたたき台、案ですが、既に御配付、御一読いただいているかと思えますが、各委員の皆様には、今後、この条例制定に向けた取扱いの考え方、そして併せて、それ以外にも課題の解決に向けた何か方策がありましたら、各委員の皆様のお見解を伺いたいと思えます。

○永本浩子委員 まず、この条例の案なのですけれども、どなたか考えてくださったのでしょうか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時44分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

○永本浩子委員 今回のこの条例なのですけれども、何とかしてこの重油漏れの問題も解決したいという思いで、こういったところを特別委員会としても考えていきたいということだと思っておりますけれども

も、この条例で、一番私も悩むところというか、罰則規定が30万円以下というのが載ってまして、網走港の安全利用対策のときの議事録も、もう一度読み返してみたのですが、結局、私も最初この網走港のミニボート等の進入に関しても、罰則規定をつけなかったら駄目なのではないかって、最初は思っていたのですが、やっぱり日大の法学部の教授とか、弁護士さんとか、そういった方たちの話をもう一度読み返してみたり、またこの自治体の条例に関しては、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができるということで、そしてまた、条例とは、この国の法令に違反しない範囲で定められ、議会の議決が必要となるという、こういった地方自治法にも書かれてあるのですが、網走港のときも、罰則規定を設けるということが、港則法、港湾法との関連の中で、法令の範囲内で条例を作成するということと矛盾してしまう、ないしは、抵触してしまう可能性があるというところの御指摘や、この網走市で管理を任されている港湾施設以外のところにも規制をかけるということで、国の権限を侵すものとも考えられる可能性が、どうしても出てきてしまうということで、様々なこの議論があった中で、まずは罰則規定をなしにした形での条例というところに落ち着いているのですよね。

そして、罰則付きの条例をつくるとなると、この検察庁との協議が必要になってきたりとか、報告を市長にしなければいけないとなっても、今回もそうですけれども、ホテル側は最初報告をしていなくて、そして、北見の業者の通告、北見市役所のほうへの通報でわかったということで、これが本当に報告をしない人をどう取り締まるかといったら変ですけれども、そうすると、警察とか、消防とかそういったところとの協議も必要になるのではないかなということで、ちょっとこの罰則規定をつくることに関しては、かなり慎重な取組が大事だと思いますし、法律の専門家の意見をやっぱり聞かないと、万が一、これをつくってしまって、訴えられたときには、本当に負ける可能性も高いのではないかなというのを私はちょっと危惧をしました。

○小田部照委員長 ちなみに、永本委員、条例制定に対しては、慎重に協議しながら進めていくという考え方でよろしかったですか。

○永本浩子委員 そうですね、専門家の御意見を、これ聞いた上でつくられたのかどうかというのを、

ちょっと確認したかったですけれども、そういったところ、網走港のときにもオンラインを使って、専門家の方の御意見も何度も聞く場面が出てきますので、罰則規定を入れるのだったら、そういった作業が必要になってくると思います。

この条例だけだったら、そこまでしなくても問題はないかと思えますけれども、私としてはちょっとその辺のところが一番気になりました。

○小田部照委員長 他の委員。

○栗田政男委員 今、永本委員のほうから丁寧な説明があって、僕も議員ですから、当然その辺は勉強していますし、立法の立場に携わっている人間なので、ほとんどの人間は理解しているはずですし、議員の常識だというふうに思っています。

そういうことは置いて、まずはそれに向けて進めていくのか、それで結果的にいろいろな問題が出てくることも考えられます。

だから、進めるか進めないかをまず決めていかないと、みんなでいろいろなことを検討していくについても、進んでいかないのではないかなというふうに認識をしています。

いろいろな諸問題は当然出るだろうし、もちろん検察が入るなんていうのは、条例に関しては常識中の常識なので、それに対してあれですし、最後に言われた、訴えられたら負けちゃうなんていう条例をつくるなんてことはあり得ないわけですから、そうならないことをやるように、最善を尽くしてやっていくというのは当たり前のことなので、それも含めて考えたときに、前に進めていくのかそれとも、どうも今のニュアンスを聞いていると、作りたくないようなニュアンスが聞こえたので、それもしっかりと確認をしたほうが、委員長いいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○立崎聡一委員 他の委員さんから、先ほど来、いろいろお話がありました。

地域の環境保全の問題、それから産業ですか、漁業ということにも、大変重要な問題だというふうに思います。

網走市としても、市というか私たち委員会、議会なんですけれども、条例制定の必要性についても今問われていますので、そのことに関してお答えしたいなというふうに思います。

私個人の意見だけではなく、会派としての意見ということでお話しさせていただきますと、やはりいろいろな問題はありますけれども、やっぱり進めてい

かないことには、まずは、その中で、たたき台をつくっていただいたのですけれども、ざっくり読ませていただきました。ただ、僕も専門家ではございませんし、議員皆さん、うちの会派のみんな、誰も専門家ではないので、まだまだ議論を重ねなければいけないというところもあります。それから、専門家の意見も当然取り入れなければいけないということもあります。いろいろなことを含めまして、取りあえずは、条例制定については進めるべきであろうと、その結果どうなるというのは、それはまた別問題として、考えさせていただきたいなというふうに思います。

○小田部照委員長 他の委員、いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 この条例に関しては、特にうちは会派でどうする、こうするという話はしていませんので、現状ではあくまでも個人の意見だということ、押さえていただきたいと思います。私も呼人に住んでいますので、何としても、早期に解決を全面的にしなければいけないというふうに、漁業者さんたちからお話を聞いていますから、何としてもというふうに思っています。

そういう意味では、一つ的手段として条例というのがあるというのは、私も認識しますので、条例についての議論を進めるということで、私も問題ないのだと思います。

ただ、今の時点で私から言えることは、罰則をつけると、この罰則を受け入れたほうが、むしろ安上がりになる可能性があるものですから、罰則はちょっとやめたほうがいいのだろうなというふうに、明確にそこは申し上げておきます。

網走港の場合は、できればそこはつけたほうがよかったのだというふうに、私は思っていますけれども、あれは罰則があることによって、明らかに抑止力になるから、罰金刑だとかそういったものがあつたほうが、本来はいいのだろうけれども、なかなか諸条件あつて難しくてということなのだと思いますけれども、この場合は、自治法上、最大でも100万円までしか、たしか条例ではつけられないはずなのですよね。

そのぐらいの金額で、むしろ逆につけてしまって、それで払えば終わりだつてなってしまうと、相手側はむしろ得する可能性が出てくるので、罰則を設けない形で、実行力のある条例をつくっていくことであれば、私は進めていくほうがいいのだろうというふうに認識します。

それ以外にも、もしかしたら、市長ができなくても、我々議員で、直接社長なり責任者に対して折衝するというやり方もあるのかもしれませんが、逆に、その10月6日のときに、道のほうの協議会の構成員がはっきりするのですけれども、その構成員となった専門家の皆さんからのお話も我々も伺いながら、この条例の流れだとか、様々な対応について学んでいく。あと、法の立つつけの専門家のお話も多分聞かなければいけないでしょうから、そういったことも地方自治法100条の2を使えば、専門的知見の活用はできますから、そういったこともしながら、進めていくのがいいのかなというふうに思います。

その過程の中でも条例以外の方法が見つければ、それはそれで取り組んでいくという、だから条例だけに限らず、時間はないですけれども、いろいろな可能性を探っていくということが大事だというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○金兵智則委員 先ほども言っていましたけれども、会派として話をしていないので、僕も個人の意見になりますけれども、今、平賀委員おっしゃっていたのがそういうことかなと。

やっぱり罰則をつけると、それこそ本当に30万円がいいの、というような感じも、これはあくまでも案ですのであれですけれども、そういうふうに思ってしまうところがあるというのと、時間的な問題もあるのだと思います。

これ、今回の事件を背景に、やっぱり方法の一つとして取り組もうという今話になっていますけれども、この特別委員会に残された時間というのも半年弱ぐらいしかない状況の中で、全てまるまんま、この案をもんでいくというよりは、できる範囲の中でも、やっぱりでも取り組んでいく必要はあるのではないかなというふうに思いますので、その辺の意識を統一、委員会の中でもね、統一しながらやっていく必要性もあるのかなというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかにいかがでしょうか。

○松浦敏司委員 私のほうからも一言。

なぜ、この条例が必要になったかといえば、今回の事故を通じて、こういった場合はなかなか動きが大変だというようなことがわかって、そういう関係から、やはり独自の条例も必要ではないかというようなことで、今、現時点にいるというふうに思いま

す。

皆さん言われたように、上位の法律とかいろいろ、そこと矛盾するものがあれば、大変なことになりますから、そういう意味では、当然、専門家、法律家の人たちの御指導も受けながら、つくり上げていくということになるのだろうというふうに思います。

そういう意味では、この条例がよりよい中身に、いわゆる他の法律との矛盾がないような内容にしていく、仕上げていくということが大事ではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○小田部照委員長 では、確認ですが、永本委員のほうは、この条例制定に向けて取り組んでいくと、どんな形になろうとも取り組んでいくという方向性でよろしかったですか。

いいですね。

○永本浩子委員 はい。

○小田部照委員長 それでは、各委員のほうからそれぞれありました。

それぞれ、罰則を規定する場合、必要ないのではないかというような意見、罰則する場合は検察庁との協議も必要です。

そしてまた、法令との整合性も併せて、専門的な方の知見が必要で、もんでいかなければ、この条例はつくり上げていくことができないということで、やはり理事者の皆さんの御協力が必要不可欠だと思います。

専門的な方を呼ぶとなれば、予算のかかることで、検察の協議となれば、時間も理事者の方の対応も求められますので、ぜひ、そういった意味で、一丸となってこの課題の解決に向けて、理事者の皆さんの御協力をお願いしたい。

また、それができるかどうかを確認したいところではありますが、後藤副市長いかがでしょうか。

○後藤利博副市長 今、皆様のほうで種々議論されました。

条例ですので、最終的に制定されましたら、執行するのは行政側になるのかなというふうに思っておりますが、内容については、皆様、御意見があったとおり、私どもも専門家ではないものですから、なかなか判断のつかない部分でございますので、ぜひ専門家を入れて、いろいろ相談をしてやっていくということが必要だと思いますし、制定に向けての作業、必要な協力については、行政側もしていきたい

というふうを考えてございます。

○小田部照委員長 今、副市長から御答弁いただきましたとおり、議会、理事者一丸となって、この課題の解決に向けて、一つの方法として、条例制定を進めていく、また同時に、何か方策も探りながら、何としても、この重油漏れの大きな課題を解決していくという方向で進めていってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、今後の進め方なのですが、委員会としてではなく、協議会または勉強会というような形で、特別委員会の皆様、また理事者の皆様、そして専門家の皆さんも入れながら調整して、また、時期を見ながら、この委員会で正式に内容も含めて進めていきたいと思いますが、そういった形でよろしいですか。

○平賀貴幸委員 逆に予算措置が必要になると、委員会としてやらないと操作できないので、そこら辺は上手にやっていけばいいのだと思います。

予算措置が必要ないものについては、協議会でやるという方法も確かにありますので、その辺うまく采配していただければと思います。

○小田部照委員長 理事者のほうと協議、検討を重ねて進めていきたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございましたでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

これをもちまして、重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 00 分閉会
